

「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム設置要綱

令和4年9月21日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第一条 医療DXの実現に向けて、「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテの標準化等、診療報酬改定DXその他関連する施策を推進するため、データヘルス改革推進本部設置規程第8条の規定に基づき、厚生労働省データヘルス改革推進本部の下に、「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

(構成)

第二条 推進チームは、チーム長、チーム長代理、チーム次長及び幹事をもって構成する。

- 2 チーム長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 チーム長代理は、厚生労働事務次官及び医務技監をもって充てる。
- 4 チーム次長は、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官、大臣官房審議官（健康、生活衛生、口腔健康管理、アルコール健康障害対策、災害対策担当）及び大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当）をもって充てる。
- 5 幹事は、別紙の職にある者をもって充てる。
- 6 チーム長は、必要に応じ、推進チームに関連する部局の職員の参加を求めることができる。

(外部機関の参加)

第三条 チーム長は、必要に応じ、推進チームに関連する省庁の職員及び外部有識者の参加を求めることができる。

(庶務)

第四条 推進チームの庶務は、関係部局の協力を得て、医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室において行う。

(補則)

第五条 この要綱に定めるもののほか、推進チームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

別紙

医政局総務課長

医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）

健康局総務課長

健康局結核感染症課長

医薬・生活衛生局総務課長

大臣官房総務課企画官（医薬・生活衛生局併任）

保険局総務課長

保険局保険課長

保険局国民健康保険課長

保険局医療介護連携政策課長

保険局医療課長

政策統括官付政策企画官（政策統括室、情報化担当参事官室、サイバーセキュリティ担当参事官室併任）